

軽自動車税（種別割）に関するQ & A

- Q 1 現在使用していない（故障・腐食等で乗れない）のに税金を払わないといけないのですか？
- Q 2 バイク（125cc以下）を盗まれたのですが？
- Q 3 バイクを4月2日に譲ったが、5月に納税通知書が送られてきたのですが？
- Q 4 年度途中でバイクを廃車したが、税金は還付されないの？
- Q 5 上牧町から転出したけどナンバーは返さなくていいのですか？
- Q 6 納税義務者が亡くなったのですが？
- Q 7 同居の家族間での名義変更と、別居の家族間での名義変更は持参する書類等は同じですか？

Q 1 現在使用していない（故障・腐食等で乗れない）のに税金を払

わないといけないのですか？

軽自動車税（種別割）は、軽自動車を所有していることに対して課される税金です。バイク（軽自動車）が故障等の理由により使用していない状況であっても、所有されている限り税金がかかります。

[戻る↑](#)

Q 2 バイク（125cc以下）を盗まれたのですが？

まず、警察に届け出をしてください。警察での盗難の届け出時に盗難届の受理番号が交付されます。その後に役場での手続きとなります。

持参していただくものは、本人確認書類（免許証等）、印鑑、受理番号となります。

[戻る↑](#)

Q 3 バイクを4月2日に譲ったが、5月になって納税通知書が送

られてきたのですが？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日の所有者に課税されます。この場合、4月2日以降に譲渡しても今年度1年分は譲渡前の所有者に課税されます。

[戻る↑](#)

Q 4 年度途中でバイクを廃車したが、税金は還付されないの？

4月1日時点の所有者が、その年度途中でそのバイク（軽自動車）を廃車してもその年度年分は課税されます。納付されていない場合は、納付していただく必要があります。また、既に納付いただいている場合であっても、軽自動車税（種別割）を廃車時点から還付することはありません。

[戻る↑](#)

Q 5 上牧町から転出したけど原付のナンバーは返さなくていいの

ですか？

軽自動車税（種別割）は原則、実際に乗る市町村で課税することとなっていますので、そのバイク（125cc以下）を次の住所地で使用する場合は、上牧町で廃車手続きしていただくか、次の市町村で廃車・登録するか（自治体により取扱いが異なる場合がありますので、事前に次の住所地で確認してください。）の手続きにより新しい住所地のナンバープレートの交付を受けてください。

[戻る↑](#)

Q 6 納税義務者が亡くなったのですが？

バイク（125cc以下）を廃車される場合は、ナンバープレート、印鑑、手続きされる方の本人確認書類、戸籍謄本（亡くなられた方との関係がわかるもの）、委任状（手続きされる方がご遺族の方でない場合のみ）を持参のうえ廃車手続きが必要です。

そのバイク（125cc以下）をご家族の方が引き続き使用される場合は、前述と同じ（同居の家族の場合は、ナンバープレートは不要）書類を持参のうえ、名義変更の手続きをしてください。

[戻る↑](#)

Q 7 同居の家族間での名義変更と、同居ではないの家族間での名

義変更の手続きをする場合、持参する書類等は同じですか？

同居の家族間でバイク（125cc以下）の名義変更を行う場合に持参していただくものは、本人確認書類、印鑑になります。

同居でない家族間で名義変更を行う場合は、たとえ家族であっても、通常の譲渡の手続になります。必要なものは、本人確認書類、印鑑、ナンバープレート、譲渡証明書、委任状（手續する方が譲受人の方の場合、譲渡人からの廃車に係る委任状、手續される方が譲渡人の場合、譲受人からの登録に関する委任状）が必要になります。

[戻る↑](#)

